

令和2年度における施設型給付費の額に係る法定代理受領の通知について

令和2年度、本園が代理受領した施設型給付費の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（下表参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、高島市からの支払いを保護者に代わり本園が受領しています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和元年度の実績をご報告するものです。（あくまで実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

令和2年度公定価格(愛隣こども園)

(単位:円)

認定区分	1号認定		2号認定				3号認定			
	4歳以上児	3歳児	4歳以上児		3歳児		1. 2歳児		0歳児	
年齢区分			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格	公定価格
4月	148,930	165,340	57,020	51,610	72,920	67,510	118,970	113,370	200,060	194,460
5月	181,950	198,360	56,910	51,500	72,810	67,400	118,860	113,260	199,950	194,350
6月	181,950	198,360	56,910	51,500	72,810	67,400	118,860	113,260	199,950	194,350
7月	181,950	198,360	56,910	51,500	72,810	67,400	118,860	113,260	199,950	194,350
8月	181,950	198,360	56,860	51,450	72,760	67,350	118,810	113,210	199,900	194,300
9月	181,950	197,020	56,790	51,380	72,690	67,280	118,740	113,140	199,830	194,230
10月	180,610	197,020	56,820	51,410	72,720	67,310	118,770	113,170	199,860	194,260
11月	180,610	198,360	56,820	51,410	72,720	67,310	118,770	113,170	199,860	194,260
12月	181,950	197,020	56,820	51,410	72,720	67,310	118,770	113,170	199,860	194,260
1月	180,610	198,360	56,820	51,410	72,720	67,310	118,770	113,170	199,860	194,260
2月	180,180	197,020	56,340	50,800	72,060	66,520	117,180	111,830	197,130	191,780
3月	188,730	205,060	62,750	57,210	78,470	72,930	123,590	118,240	203,540	198,190